

しょうがいのあるお子さんのために

◆特別児童扶養手当

しょうがい福祉課

【対象者】

身体または精神に中度以上のしょうがいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方

※支給されない場合

- ・児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ・児童がしょうがいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- ・児童が、児童福祉施設等に入所しているとき
- ・本人および配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定以上あるとき

【支給金額(平成23年度)】

1級(重度しょうがい)・・・ 月額50,550円

2級(中度しょうがい)・・・ 月額33,670円

【支払時期】

4月11日(12月分から3月分)

8月11日(4月分から7月分)

11月11日(8月分から11月分)

※特別児童扶養手当を受けるには必ず申請が必要です。

◆障害児福祉手当

しょうがい福祉課

【対象者】

身体または精神に重度のしょうがいがあるために、日常生活において常時介護を必要とされる20歳未満の在宅の児童

※支給されない場合

- ・児童が、しょうがいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- ・児童が、児童福祉施設等に入所しているとき
- ・本人または扶養義務者の前年の所得が一定以上あるとき

【支給金額(平成23年度)】 月額14,330円

【支払時期】

2月10日(11月分から1月分)

8月10日(5月分から7月分)

5月10日(2月分から4月分)

11月10日(8月分から10月分)

※障害児福祉手当を受けるには必ず申請が必要です。

